

出羽国飽海郡と蚶形駅家の成立をめぐって

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 東北学院大学学術研究会 公開日: 2014-04-11 キーワード: 作成者: 熊谷, 公男 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/131

出羽国飽海郡と蛭形駅家の成立をめぐる

熊谷 公男

はじめに

『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条に載せる出羽国の駅家に「蛭形」^{きんかた}駅がみえる。これは庄内地方の出羽国府と秋田城をむすぶ日本海沿いの駅路上に設けられた飽海郡内の駅家で、現在の秋田県にかほ市象潟町付近に所在したと考えられる。また秋田城跡からは、天平宝字三（七五九）、四年前後とみられる「蛭形駅家」と書かれた漆紙文書が出土している。したがって蛭形『延喜式』には「蛭方」とあるが、以下、史料の引用時以外の表記を「蛭形」に統一する。駅家、および当駅家を含む出羽国府と秋田城をむすぶ駅路も天平宝字年間にはすでに存在していたとみてよいことになる。小稿では、この蛭形駅家、およびそれが属する飽海郡の成立とそれに関連するいくつかの問題について考えてみたい。筆者は、蛭形駅家および飽海郡の成立時期しいでは、初期の秋田城（＝秋田出羽柵）の性格の理解のし方が大きく変わるのではないかと考えている。

これまで蛭形駅家の成立時期については、おおむね天平五年（七三三）に出羽柵が秋田村高清水岡に移転したところと考えられてきたようである。その理由は、秋田「出羽柵」に城司が置かれた

と考えられる点から、ほぼ同時に駅路が第二次出羽柵まで延伸され、……〔庄内に所在した「引用者補」出羽国府―秋田城間の駅家（遊佐・蛭方・由理）も置かれたとみられる〕^②、あるいは「秋田出羽柵遷置時における人的・物的輸送経路上にあること」などから、「出羽柵遷置直後には駅路としての原形はできていた」^③などといわれているように、出羽柵の秋田村移転時には庄内と秋田を結ぶ駅路がなければならないという考えが基本になっていると思われる。

しかしながら秋田出羽柵への道路が移転時に敷設されたとしても、それが駅路であったかどうかは別に検討を要する問題であろう。厩牧令の規定によれば、駅路には三〇里（約一六km）ごとに駅家が置かれ、駅家には五―二〇疋の駅馬が備えられることになっていた。そして駅家周辺の民戸を駅戸に編成し、駅戸から駅長を任用するとともに、課丁を駅子に差点して駅家の運営を行った。しかも駅戸は通常の郷とは別個に編成され、独自の戸籍が造られるのである。要するに、駅戸は駅家の人的基盤であった。^④

このように、駅家の運用には編戸の民である駅戸の存在が不可欠であった。したがって駅路の開設には、編戸の民を基礎とした郡の存在が前提とされているのである。通常、駅路は国内の建郡

(あるいは建評)された地域に敷設されるので、この点はあまり意識されないが、律令国家の北辺にあたる陸奥・出羽両国では、駅路の新設の際にこの問題が顕在化する。蚶形駅家でいえば、その設置には飽海郡の建郡と、飽海郡を構成する編戸の民が必須とされたと考えられるのである。これまで、このような視点から蚶形駅家の成立時期が議論されたことはなかったように思われる。そこで小稿では、飽海郡の成立との関連で蚶形駅家の成立時期を改めて考えてみることにしたい。

一・陸奥・出羽北辺部における駅路の開設

まず最初に、陸奥・出羽両国において駅路の北方への延伸がどのように行われたかをみておきたい。

具体的なことがもつともわかる事例は、天平九年(七三七)に実施された、秋田に移転した出羽柵と多賀柵(≡多賀城)をむすぶ奥羽連絡路の開設事業である。天平五年十二月に、それまで出羽郡(現在の山形県庄内地方)にあった出羽柵が秋田に移転されるが、『続日本紀』には「出羽柵遷置於秋田村高清水岡。又於雄勝村一建郡居民焉」(同年十二月己未条)とあって、同時に雄勝村での建郡(≡雄勝郡の建置)が実施されたように記されている。ところが雄勝郡の建郡については、同書天平宝字三年(七五九)九月己丑条にも「始置出羽国雄勝・平鹿二郡」と再出する。これについては、天平九年の奥羽連絡路の記事中に「雄勝村俘長」がみえ、この時点でお建郡が行われていないとみら

れることから、天平五年の記事は命令を示すもので、二六年後の天平宝字三年にいたってようやく雄勝建郡が実現したと解する今泉隆雄氏の見解^⑤にしたがいたい。

その後、天平九年に、鎮守將軍大野東人と出羽守田辺難波が中心となって、多賀柵から出羽柵の間に、雄勝村(横手盆地)經由で「直路」を開設しようとするが、比羅保許山(山形県最上郡金山町付近)まで開通したところで計画は中止される。今泉氏は「直路」を駅路のことと解し、この事業も出羽柵の秋田村への移転(≡北進)と一体的に計画されたと解釈した。すなわち、

- ① 出羽柵の秋田村高清水岡への移転、② 雄勝村での築城と建郡、③ 陸奥国へ出羽柵間の駅路の開設の三つの事業が天平五年ごろに一体のものとして計画されたというのである。この今泉氏の見解は、従来曖昧なところが残されていた奥羽連絡路の開設事業に関する理解を大幅に進展させたもので、筆者も基本的にはしたがいたい。

この事業は、①は二、三年のうちに実現したとみられるが、③の奥羽連絡路は途中の比羅保許山まで開通したところで中止され、②の雄勝村での城柵の造営と建郡も先送りされるという結果に終わった。その理由は、政府軍が比羅保許山まで進軍したときに雄勝村の俘長ら三人が帰降してきて、これ以上軍を進めないでほしいという陳情があり、大野東人と田辺難波が協議した結果、進軍を断念し、出羽柵までの駅路の開通も将来に期することにするのである。『続日本紀』にはこのときの二人のやりとりが具体的に記されている。それによれば、難波が「今回の軍事行動は俘

狄を教諭して城柵を築き、民（柵戸）を居住させるためです。もし陳情を拒絶して進軍を強行すれば、俘らは山野へ逃走してしまい、労多くして功少なく、上策とはいえません。ここは官軍の威を示してこの地から引き返し、後日、難波が説得して帰順させれば、城柵はまもりやすく人民はなぐ安堵するであります」と述べたのに対して、東人もそれに同調して「東人の当初の戦略は、できるだけはやく蝦夷の地に入って耕種し、穀を貯えて運糧の労力をはぶこうというものであった。ところが今春は大雪で、それができない。城郭は一朝にもなるが、城をまもるのは人であり、糧食が不可欠であるのに、耕種のときを失ってしまったのはその確保ができない」として、雄勝村への進軍を断念して多賀柵に帰還するのである（『続日本紀』同年四月戊午条）。

この二人のやりとりから、駅路の開設には築城と柵戸の移住が不可欠であったことがうかがわれる。そしてこれらは天平五年の雄勝建郡命令を受けて行われたものであるから、結局、駅路の開設には、少なくとも築城・建郡・柵戸の移住が必須とされたことになる。柵戸は、国家の政策によって他地域から城柵周辺に計画的に移住させられた公民であるから、もちろん編戸民であった。

多賀城・秋田城（天平宝字二年ごろ出羽柵を改称、後述）間の駅路は天平宝字三年（七五九）に完成する。それを示しているのが『続日本紀』同年九月己丑条の「始置_二出羽国雄勝・平鹿二郡、及玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河、并陸奥国嶺基等駅家_一」という記事である。玉野以下の六駅が出羽側に新設された駅家であり、嶺基もこの駅路沿いの陸奥側の駅家とみられる。同時に出

羽国に雄勝・平鹿二郡が置かれているが、これも駅路沿いの横手盆地に新設された郡である。『続日本紀』同日条には、陸奥国桃生城・出羽国雄勝城の造営に使役された郡司・軍毅・鎮兵・馬子ら八、一八〇人の当年の出挙稲の返済を免除する勅が發布されているので、このころには桃生城とともに雄勝城が完成していたとみられる。すなわち天平九年に中断された奥羽連絡路は、二二年後の天平宝字三年に、雄勝城の完成を受けて雄勝・平鹿二郡の建郡と同時に開通したのである。ここにおいて、駅路の設置が城柵の造営・建郡を前提とするものであったことが事実によって確認されたことになる。

もう一つの事例は、陸奥国北辺への東山道の延伸と駅家の新設である。延暦二十年（八〇一）の征夷によって胆沢・志波地域が制圧されると、翌二十一年に胆沢城、翌二十二年に志波城が造営される。それを受けて延暦二十三年に立て続けに陸奥国北縁部の駅路の整備が行われる。同年五月に「陸奥国言、斯波城与胆沢郡、相去一百六十二里。山谷峻_レ、往還多_レ艱。不_レ置_二郵駅_一、恐闕_二機急_一。伏請准_二小路例_一、置_二一駅_一。許_レ之。」（『日本後紀』同年五月癸未条）と、胆沢・志波両城間に一駅が置かれ、さらに同年十一月には「陸奥国栗原郡、新置_二三駅_一」（『日本後紀』同年十一月戊寅条）とあって、栗原郡に三駅が新設される。

胆沢郡と志波城の間に一駅が置かれ、志波城にまで駅路が延伸されたのは、胆沢・志波両城の造営と胆沢郡の建郡が前提となっていることはいうまでもない。また栗原郡の三駅については渕原智幸氏が詳細に検討を加え、この時点では磐井郡が未成立で栗原

郡が北の胆沢郡に接していたと解し、『延喜式』兵部省にみえる陸奥国の駅家のうちの栗原・磐井・磐基の三駅に相当すると考定している。⁶ 筆者も、基本的にはこの渕原氏の見解にしたがいたい。ただし渕原氏は、のちの磐井郡域が胆沢城成立以前から栗原郡の領域に含まれていたとするが、これは根拠薄弱と思われる。⁷ 胆沢城の造営後、磐井地域によりやく支配がおよんで、栗原郡が北に拡大されたとみるべきであろう。したがって栗原郡に三駅が置かれたのも、胆沢城の造営とそれにもなう栗原郡域の北への拡張を受けてのことであつたとみられるのである。

以上、奥羽連絡路の開通も、胆沢城・志波城への東山道の延伸も、沿道一帯の城柵の造営と建郡が前提となつてゐることが知られる。^{〔補注〕} 奥羽の北辺地域において、駅路の開設に城柵の設置と建郡が必須とされたのは、編戸民を基礎とした支配体制の形成が駅路の設置や駅家の運営の前提条件となつてゐたからである。したがって、庄内地方の出羽国府と秋田城をむすぶ駅路においても、同様に沿線一帯の城柵―郡による支配体制の確立が必要とされたと考えられるのである。庄内―秋田城間の駅路は、途中、飽海・河辺両郡を通過するが、河辺郡域の部分は距離が短かく、駅家も存在しなかったと考えられる（この点は後述）ので、つぎに飽海郡に焦点を合わせて、その成立時期と郡域を考えてみたい。

二・飽海郡の成立とその郡域

飽海郡は、出羽国府が所在した出羽郡の北に隣接する郡で、南

は山形県北部の海岸部（現酒田市・飽海郡遊佐町）から北は秋田県南部の海岸部（現由利本荘市・にかほ市）にかけて郡域が広がっていた。現在の秋田・山形県境付近では鳥海山の山裾が海岸まで迫まり、切り立った崖となつていて、郡域は現在の県境付近で地形的に南北二つの地域に分けられる。平安末期に郡の北半が由利郡として分郡されるのも、このような地形的特徴によるものであろう。

飽海郡の建郡記事は残されておらず、文献上の初見は『続日本後紀』承和七年（八四〇）七月己亥条である。ただし秋田城跡からは、第五次調査で「飽海郡」と書かれた習書木簡が出土しており、さらに第五四次調査でも「飽海郡」と読める可能性のある木簡が出土している。これら二点の木簡も、飽海郡の建郡時期を考える重要な材料となりうる。

現在、飽海郡の建郡時期については定説がなく、『大日本地名辞書』（以下、『地名辞書』と略称する）や『角川日本地名大辞典 山形県』（以下、『角川地名辞典』と略称する）の「飽海郡」の項は出羽国建国時の和銅五年（七一二）とし、熊田亮介氏は田川・秋田・河辺郡などととも遅くとも八世紀末までには成立していたとする。⁹

『続日本紀』によれば、和銅元年（七〇八）に越後国の北端に出羽郡を置いたあと（同年九月丙戌条）、和銅五年（七一二）に出羽国を建置し（同年九月己丑条）、その八日後に陸奥国から最上・置賜二郡を出羽国に移管する¹⁰（同年十月丁酉朔条）。この間、和銅二年には出羽柵（遺跡は未発見）が初見する（同年七月乙卯朔

条)。そこで出羽国は、出羽郡を中心として、それに陸奥国から移管した最上・置賜二郡を合わせて、計三郡で建国されたと考えるのが現在の通説であると思われる。ところが『角川地名辞典』は、前述のように、出羽建国の際に飽海郡が建郡されたものに加えて、「出羽郡」の項では出羽建国時に出羽郡が南北に分割されて、南半部が田川郡になったと推定しているので、出羽国建国時に出羽・飽海・田川・最上・置賜の五郡であったと考えていることになる。このような見解はすでに『地名辞書』にもみえるが⁽¹¹⁾、その基礎には、出羽郡の郡域は当初から最上川以南に限られていたとする想定があるとみられる。⁽¹²⁾しかしながら、その点も含めて出羽国が五郡で建国されたとする史料の根拠は何もないといつてよい。『続日本紀』の記述を基本とする限り、出羽国は出羽・最上・置賜三郡で建国されたと考えるべきである。したがって、田川・飽海両郡は建国後のある時点で建郡されたということになる。

飽海郡の建郡時期を考えるにあたってつぎに重要な資料は、秋田城跡で出土した二点の木簡である。このうち第五四次調査出土の二〇三号木簡は、「□郡」(上部欠損)と釈読され、その一字目をさんずいの文字と認定して、「出羽国内の郡名ならば、飽海郡が相当する」と指摘された。⁽¹³⁾ところが、その後刊行された『青森県史 資料編』では、「出羽国に残画に該当する郡はない。『飽海』とみるには三水偏の部分がやや不審」としている。⁽¹⁴⁾そこで小稿では、この木簡は飽海郡の関係資料からひとまず除外しておきたい。

問題はもう一点の木簡である。それは第二五次調査出土三号木簡で、一辺三・四cmの角材の三面に、それぞれ

・「宇宙宇於大大飽」

・「飽 飽海郡 飽海郡 最」

・「最上郡 最上郡 □郷」⁽¹⁵⁾

と墨書された習書木簡である。この木簡が出土した鶴ノ木地区のSE四〇六井戸跡からは、墨書のある木簡が合計七点の出土している。その中には「天平六年月」という釘書の木簡をはじめ、天平勝宝四、五年の年紀をもつ木簡が各一点ずつ含まれている。小松正夫氏は天平勝宝の年紀のある木簡との関係を重視し、飽海郡はそのころまで、おそらくは「出羽柵が秋田に遷置された天平五年(七三三)頃には建郡が成っていたものと考えられる」としている。⁽¹⁵⁾しかしながら近年刊行された秋田城跡ノ木地区の正式報告書では、SE四〇六井戸跡の埋土出土遺物が八世紀第4四半期から九世紀第1四半期であることなどから、井戸は鶴ノ木地区のⅡ期建物群終末(八世紀末〜九世紀初頭)まで存続、機能していたことが指摘されている。⁽¹⁶⁾したがって三号木簡の年代も天平勝宝年間ごろまでに限定できないことになる。ここでは、九世紀初頭以前ということとどめておきたい。

いっぽう冒頭で紹介した「蚌形駅家」のみえる漆紙文書(第一〇号漆紙文書)も、駅路および駅家の設置は建郡が前提となるという観点に立てば、蚌形駅家の所在する飽海郡の成立時期を考える材料となろう。この漆紙文書は秋田城跡外郭東門の南西に近接した場所に、築地構築のための粘土採掘用に掘られたSG一〇三一土取り穴から出土した。この土取り穴はのちに雨水が流入して湿地となり、廃棄物の捨て場として利用されたため、廃棄

された多量の土器・瓦・木製品・鉄製品などとともに木簡や漆紙文書などの文字資料も多数出土したのである。「蚌形駅家」の漆紙文書が出土した土取り穴の第四七層上位木炭層からは天平宝字三年（七五九）の具注暦（第九号漆紙文書）や同年ないし翌四年ごろとみられる出羽守・介の自署のある解文（第一一号漆紙文書）も出土しているので、この文書も同じ七六〇年ごろのものである¹⁷と考えられている。

第一〇号漆紙文書の釈文はつぎの通りである。

（表）

勘収釜壹口（在南大室者）

□□若有忘怠未収者乞可

令早勘収随恩得便付国□□

□（徳カ）縁謹啓

五月六日卯時自蚌形駅家申

竹田継□

（裏）

□

封

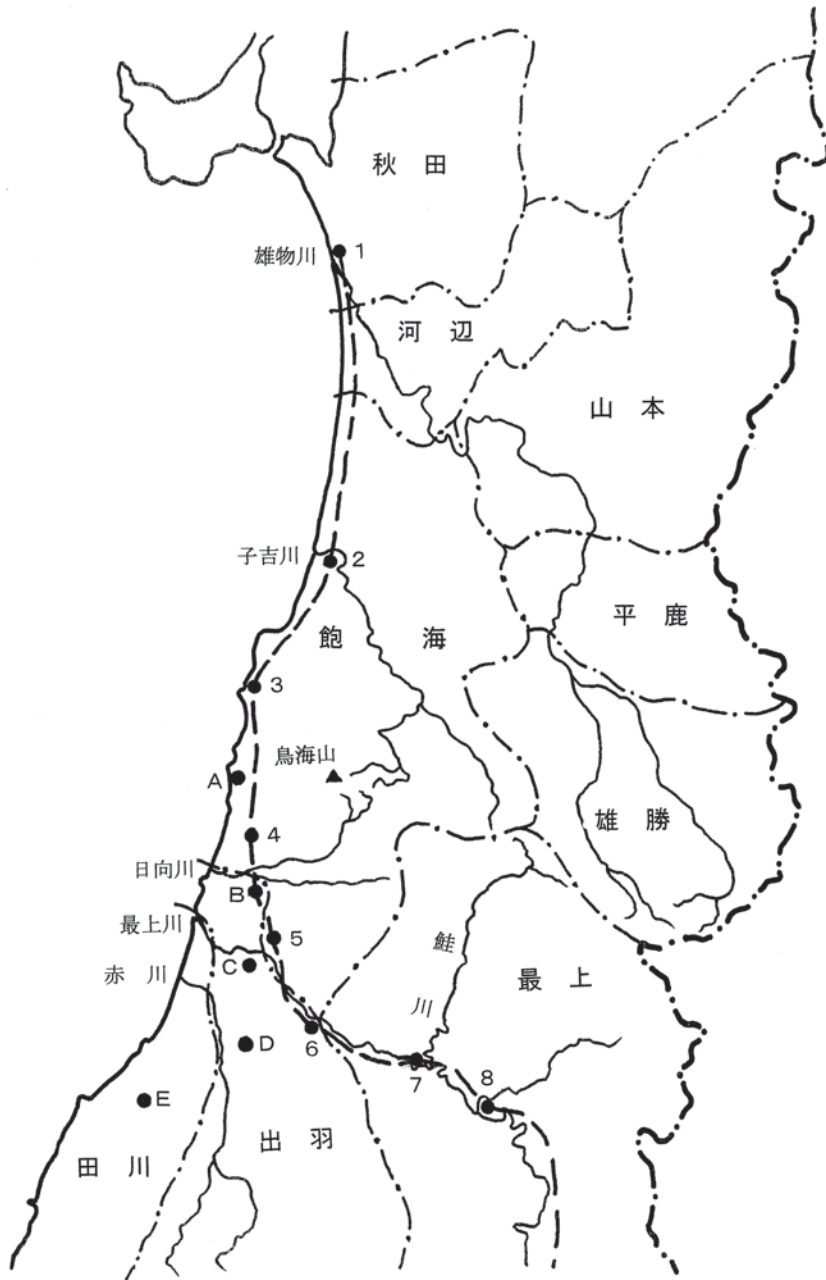
介御館（務所 竹継状¹⁸）

この漆紙文書は、「蚌形駅家」にいた「竹田継□」から秋田城の「介御館」に充てて出された書状である。出羽介から製塩用とみられる釜の回収を命じられた「竹田継□」が「南の大室」にあった釜一口を回収したが、ほかに未収の釜があることを心配して「介御館」にいる出羽介に確認をした書状とみられる。

既述のように、この書状が七六〇年ごろのものとすれば、蚌形駅家もそのころには存在していたことになる。さらには、同駅家設置の前提となる飽海郡の建郡時期の下限もこのころということになる。問題は、飽海郡の成立がそれ以前のいつごろまで遡るのかということである。この問題については、蚌形駅家を含む庄内―秋田出羽柵（秋田城）間の駅路の開設時期の問題と合わせて、次節で取り上げることにしたい。本節では、以下において飽海郡をめぐると一つの問題、すなわちその郡域について検討を加えておくことにする。

『和名類聚抄』国郡部によれば、飽海郡は大原・飽海・屋代・秋田・井手・遊佐・雄波・由理・余戸の九郷で構成されている（ただし高山寺本は余戸郷なし）。『地名辞書』や『日本地理志料』（以下、『地理志料』と略称する）では各郷の現地比定がこと細かに行われているが、それらの比定説は現在の研究段階からみると信をおきたいものが大半を占めているといつて過言でない。郡域の考察に先立って、まずこの点に注意を喚起しておきたい。

別表に飽海・出羽・田川三郡（以下、便宜的に「出羽等三郡」と仮称する）について、『地名辞書』の現地比定の記述を原文のまま引用して別表に掲げた。これをみれば一目瞭然であるが、「…なるべし」「…ごとし」「…に似たり」「今詳ならず、蓋、…」などの表現が頻出するように、その大半は確たる根拠のない推測説である。さらに田川郡「那珂」郷の項では、『和名類聚抄』の諸本が一致して「那津」郷とするのにもかかわらず、諸国に「那珂」という郷名が多いという理由で、「那津」を「那珂」の誤り



出羽国北部郡界・駅路図

- | | | |
|--------------------|-----------------|-----------------|
| 1.秋田城（秋田市寺内） | 2.由理駅（由利本荘市本荘） | 3.蛙形駅（にかほ市象潟） |
| 4.遊佐駅（遊佐町） | 5.鮎海駅（酒田市郡山） | 6.白谷駅（庄内町清川） |
| 7.佐芸駅（戸沢村出舟） | 8.遊翼駅（舟形町富田） | A.遊佐町吹浦（鮎海郡屋代郷） |
| B.城輪柵跡（出羽郡井口） | C.庄内町余目（出羽郡余戸郷） | |
| D.鶴岡市古郡（出羽郡郡家所在地？） | E.鶴岡市田川（田川郡田川郷） | |

『大日本地名辞書』出羽・田川・飽海郡郷名比定一覧表

郡 名	郷 名	『大日本地名辞書』の現地比定〔現在地〕
出 羽	大 窪 カハベ 河 辺	東田川郡藤島左右の平郊なるべし。〔鶴岡市北部、旧藤島町周辺〕 狩川村左右の地にして、清川、廻館（大和村）、前田野目（十六合村）にわたる如し。〔庄内町清川から同町廻館にかけての地域〕
	井 上	東田川郡広野村、新堀村、栄村、並びに西田川郡袖浦村の北方一半に渉れるに似たり。〔酒田市の最上川河口南岸一帯〕
	大 田	今詳ならず、蓋、田川郡大泉郷の北にして、今の西田川郡栄村、西郷村、東郷村にあたる…。〔鶴岡市北部から三川町にかけての大山川下流域一帯〕
	余 戸	東田川郡余目村現存す。常方、八栄里へもわたるか。〔庄内町余目周辺〕
田 川	田 川	西田川郡の田川村、湯田川村、大泉村、上郷村、大山村、加茂村等にあたる。〔鶴岡市西部、湯野浜から田川・湯田川にかけての地域〕
	カミ 甘 弥	（大東急・甘弥、高山寺一其弥）カネ カミ、いずれかはなる、諸州加美の郡郷多きに合せ考ふれば、上田川郷の義にして、三瀬、温海より鼠関に至る、海山一帯を指すごとし。〔鶴岡市南部、旧温海町一帯〕
	ニヒ 新 家 那 珂	黒川、山添など大泉郷（鶴岡）の南なる諸村里なるべし。〔鶴岡市東部、旧櫛引町一帯〕 （大東急・高山寺一那津）諸州郡に、那珂の郷名多きに参稽して、津は珂の誤写に出づと判定しつ。而も今、泉村に中里の大字あるに由り、且は田川出羽の二郡の形勢に観察して、後田（今広瀬村）より手向へ渉り、月山裾野の地を以て、本郷の旧域に擬す。〔鶴岡市東部、旧羽黒町一帯〕
	大 泉	西田川郡鶴岡町、大宝寺村、稻生村、京田村、蓋是なり。〔鶴岡市中心部周辺〕
飽 海	大 原	今詳ならず、諸郷既知の位置と、山野分界の形状に観察して、松嶺、田沢の諸村里に擬せらる、即、飽海郡の東南隅なり。〔酒田市東南部、相沢川流域一帯〕
	飽 海	南平田村、東平田村、蓋是なり。…飽海郷は郡家の所在地にて、今南平田村に郡山の大字遺れるは、疑もなく其徴証たるべし。〔酒田市東部、旧平田町郡山周辺〕
	屋 代	吹浦村、高瀬村蓋是なり、郷内に大物忌の祠壇あるに取る…。〔遊佐町吹浦周辺〕
	秋 田	中平田、北平田、鵜渡川原より酒田へ渉るごとし。…近世一般に平田郷と称したる広土なり。秋田の名義は、開田なるべし、平田といふにも相通ふ。〔酒田市東郊から市街地にかけての地域〕
	井 手	今詳ならず。されど其名義の溝洫に因れるを想へば、即、近世、荒瀬郷といへるにあたるか。〔酒田市北部、宮海から城輪柵跡周辺、旧八幡町にかけての地域〕
	遊 佐	日向川以北、鳥海の西南麓の平広にあたり、遊佐の名目現存す。即、遊佐町、川行村、稲田村、南遊佐村、一郷村、西遊佐村等とす。〔にかほ市沿岸部〕
	雄 波	由利郡西南沿海の村里にして、塩越、金浦、平沢等にあたる。…地形を観察して之を判知す。〔象潟を含むにかほ市沿岸部一帯〕
	由 理	西目村、本庄町、子吉村、鮎川村等にあたる。…子吉川を以て、河辺郡の諸郷と相限る。〔子吉川以南の由利本荘市海岸部〕
	余 戸	子吉川の上流も、本郷（＝由理郷）の属にして、余戸といへるに似たり。〔由利本荘市内陸部、子吉川中上流域〕

〔付記〕『大日本地名辞書』からの引用は、『増補大日本地名辞書』第七巻 奥羽（富山房、一九七〇年）を用いた。ゴシックは、現地比定の確実な根拠とみなせる箇所。

と断じて改変している。現在の歴史研究では、古写本の記載はできるだけ尊重すべきことが常識になっており、このような手法は厳に慎むべきこととされている。同様に田川郡の「甘弥」郷も、大東急文庫本は「甘弥」、高山寺本に「其弥」とある。『地名辞書』はそれを諸国にカミ郡・カミ郷が多いという理由で「甘弥」と校訂している。確かにカミ郡・カミ郷は多数存在するが、それらは「賀美」ないし「加美」と表記され、「甘弥」などという表記はほかにまったくみられない。「甘弥」と書いてカミと読ませるとすれば、それはカミの用字としては、まったくの異例ということになる。この点をふまえれば、簡単に「甘弥」と改変すべきではない。また飽海郡「秋田」郷についても、「秋田の名義は、開田なるべし」という解義自体、疑問であるが、さらに「平田といふにも相通ふ」というにいたっては、単に意味が類似しているというにすぎない。筆者には、地名が意味の類似性によって変化していくとはとても思えない。

『地名辞書』からこのような例を列挙したのは、決して現代の高みから明治期の高名な学者を指弾しようというのではない。問題なのは、このような内容の『地名辞書』が、以下にもみるように、いまなお大きな影響力をもちづけていることである。

飽海郡の郷名で、遺存地名などから所在地がほぼ確実に比定できるのは、おそらく遊佐郷（山形県飽海郡遊佐町南部）・屋代郷（同郡同町北部）・由理郷（秋田県由利本荘市）ぐらいであろう。屋代郷について、『地名辞書』は大物忌神のヤシロの意と解している。『和名類聚抄』によれば「屋代」郷は全国に八つ存在するが、そ

の多くで比定地に有力な神社の存在が認められるので、そのように解してよいであろう。これらの現地比定だけでも、古代の飽海郡の郡域が現在の山形県北部から由利本荘市にいたる沿岸部を占めていたということは、大枠では動かしがたいと思われる。

ただしその南界をどのあたりとみるかについては、軽視できない問題がある。辞典類では、既述のように『角川地名辞典』が、和銅五年の出羽国建国と同時に最上川以北が飽海郡とされたという想定をしている。『山形県の地名』も、「櫛引郡」の項で「庄内地方は古代律令制下では最上川以北（川北）は飽海郡、以南（川南）は田川・出羽の二郡で構成されていた」と述べているように、最上川が飽海郡の南限となっていたとする。『日本史大事典』「出羽国」の項でも、『和名類聚抄』段階の飽海郡の郡域を、「現在の秋田県西南部の由利郡南半部と、山形県の最上川以北の庄内平野北部の地域に当たる」と同様の理解を示している。

このように古代の出羽等三郡の郡域は、多くの文献で最上川以北が飽海郡、以南が出羽・田川両郡と考えられているのであるが、これは『地名辞書』などにおける郷名の現地比定の影響のつよさを示すとともに、近世以降の飽海・田川両郡の郡界のあり方を念頭に置いた見解と思われる。しかしながら筆者は、これにはいくつかの点で問題があると考ええる。一つは、既述のような『地名辞書』や『地理志料』の現地比定説の信憑性の問題である。現段階では郷名の現地比定は、むしろある程度確実な根拠のあるものにかぎるべきで、強いてすべての郷の現地比定をおこなってそこから郡域を導き出すという方法は正当とはいえないと考える。

また出羽郡の消滅にともなう郡域の時代的な変遷に十分な配慮が払われていないことも、大きな問題である。出羽郡は中世以降の史料にはまったく姿を見せなくなるので、中世的郡郷制の成立過程で消滅してしまうと考えられている。その際に、郡域がどのように改変されたかは明らかでない。そうであれば、出羽郡が消滅した後は後の近世の飽海・田川兩郡の郡界から古代の出羽等三郡の郡域を考えるのは危険であろう。

そうしたなかで『酒田市史 改訂版』の記述は注意される。『酒田市史 改訂版』も、まず出羽等三郡についての『地名辞書』の郷名の現地比定を「定説」として紹介し、それにもとづいて「田川郡は最上川以南で庄内地方南端から赤川の上・中流域、出羽郡はその北部で、湯の浜と羽黒山を結んだ最上川以南の地域、飽海郡は最上川以北から秋田県の由利地方までの地域と考えられている」と概括しながらも、これはあくまでも『和名類聚抄』の段階の郡域であって、「各郡の郡域は時期ごとに変動するという流動性がみられる」とし、「とくに出羽郡の郡域については慎重な検討を要する。九世紀以後の出羽郡が最上川以北、日向川以南をその領域に包括していたとすれば、文献上の国府の位置と考古学上の位置との矛盾が消える²⁰⁾」として、注意を喚起している。『地名辞書』の説を『和名類聚抄』の段階の郡域を示すものとして受け入れていることは問題だとしても、古代史料や考古学的事実を尊重する姿勢は評価できよう。

この『酒田市史 改訂版』が「文献上の国府の位置」としているのが、『日本三代実録』仁和三年（八八七）五月廿日癸巳条に「国

府在^二出羽郡井口地^一」。即是去延暦年中、陸奥守從五位上小野朝臣岑守、抛^二大將軍從三位坂上大宿祢田村麻呂論奏^一所^レ建也」とある史料である。ここに出羽国府は出羽郡井口の地に所在し、それは「延暦年中²¹⁾」に創建されたものであることが記されている。この国府が酒田市に所在する城輪柵跡に相当することは、すでに学界の定説になって久しい。城輪柵跡は最上川の流路よりも一〇kmほど北に所在している（出羽国北部郡界・駅路図参照）。

ところが不思議なことに、この確実な史料がいまだに古代の出羽郡の郡域を考える材料として積極的に活かされていないのである。典型的な例として『角川地名辞典』の説をとりあげると、その「井口」の項には、「『三代実録』の記事によれば、国府は出羽郡井口の地にあったとあるが、井口に比定される城輪の地は、古代の飽海郡井手郷のうちで『三代実録』の記事と合わない。あるいは『三代実録』の出羽郡井口は飽海郡井口の誤りか」とあり、井口を城輪の地に比定しながら、そこは「飽海郡井手郷のうち」とされ、『日本三代実録』の記述の方が誤りのごとく扱われている。井口を飽海郡井手郷に比定したのは、当然、『地名辞書』の比定説をふまえたものであるが、『角川地名辞典』の「井手郷」の項には「井口は語義上、井手に通じる」と述べられている。筆者には語義が通じるから同地域の地名になるという理屈は理解できないが、いずれにしても尊重されるべきは古代史料である『日本三代実録』の記述のほうである。城輪柵跡が出羽郡井口の地にあった平安時代の出羽国府であることが動かないかぎり、古代の出羽郡の郡域が最上川以北まで広がっていたことは否定できないであ

ろう。城輪柵跡の二kmほど北には日向川^{にっこう}が西流しており、その北側は飽海郡遊佐郷に比定される遊佐町になるので、少なくとも城輪柵のあたりでは『酒田市史 改訂版』が示唆しているように、日向川が飽海・出羽両郡の境界となっていたとみるべきであると思われる。

もう一つ、飽海郡の南界を考える手がかりになるのは、最上川の三kmほど北に位置する酒田市（旧平田町）郡山である。城輪柵から南に六kmほどのところに位置する。これを飽海郡の郡家所在地に由来する地名とみることは、『地名辞書』『地理志料』以来、異論がないようである。ただ右に述べたように、出羽郡の郡域が最上川以北にまで広がっていたとすると、郡山は出羽郡の郡家所在地である可能性も出てこよう。しかしながらそれについては、これまた『地名辞書』『地理志料』以来、鶴岡市（旧藤島町）古郡が出羽郡家に由来する地名とみられてきた。こちらは最上川から一〇kmほど南方の場所である。双方とも、最終的には郡家遺跡の発見をまたなければならぬが、現段階では酒田市郡山を飽海郡家、鶴岡市古郡を出羽郡家の比定地とみておくのが穏当であろう。そうすると郡山の地は最上川の流路からさほど遠くない場所なので、このあたりでは最上川が郡界となっていたとみておきたい。なお飽海郷は郡名に一致する郷なので、諸説にしたがって郡家所在郷とみれば、郡山は飽海郷の比定地ということになる。同様の理由で同地は、『延喜式』兵部省にみえる飽海駅家の有力な比定地ともされている。

以上の検討をまとめると、飽海郡の南界は、やや不自然な感

否めないが、海岸部では日向川を境とし、城輪柵跡のやや東方で南にまがって郡山のすぐ西方を通って最上川まで南下し、それより東は最上川を郡界とした、と一応考えておきたい（出羽国北部郡界・駅路図参照）。

なお飽海郡の郡域に関しては、もう一つ考えてみなければならぬ問題がある。それは飽海郡の中央やや南寄りに標高二、三六mの鳥海山がそびえていて、その西側では山裾が海岸部までせまり、それによって飽海郡が地形的に南北に二分される形になっていることである。地形的なまとまりを前提に郡域が定められるのがふつうななかで、飽海郡のあり方は明らかに異例である。古代末期に北半部を由利郡として分立したのも、現在、秋田・山形両県の県境がここに引かれているのも、このような地勢に規制されたものであろう。それにもかかわらず、飽海郡の郡域が鳥海山を南北にまたぐ形で設定されたのは、鳥海山が、古来、神の宿る神聖な山とされ、人々の信仰を集めていたことに関係するのではなからうか。『日本三代実録』貞観十三年（八七一）五月十六日辛酉条に「從三位勲五等大物忌神社在^二飽海郡山上^一」とみえるように、鳥海山には大物忌神社が祭られていて、しばしば噴火したり、怪異を現したりして畏怖され、また軍神としても信仰された。古代の飽海郡の郡域は、このような鳥海山の大物忌神の信仰と結びついて、山域を取り囲むような形で設定されたのではないかと思われる。

三・蛭形駅家の成立時期

これまでの検討によって蛭形駅家は、遅くても「蛭形駅家」のみえる秋田城跡出土の漆紙文書の年代である天平宝字三・四年（七五九・七六〇）ごろには存在したこと、したがって庄内の出羽国府と秋田城を結ぶ駅路もそのころには開設されていたと考えられること、さらにはその前提として蛭形駅家の所在する飽海郡もそのころには建郡されていたと推定されることなどを指摘した。そこで本節では、蛭形駅家の成立時期がどこまで遡りうるのかという問題を、主に飽海郡の建郡時期の検討を通して考えてみたい。

前節でふれたように、中村太一・小松正夫両氏は庄内・秋田間の駅路は出羽柵が秋田村高清水岡に移転する天平五年（七三三）前後には開設されたとみている（ただし小松氏は「駅路としての原形はできていた」という表現）。天平五年以前は、出羽郡に所在した出羽柵より北に城柵が置かれた形跡がないので、そのような場所に郡が置かれたとは考えがたいし、駅路が通じていたとも思えない。したがって飽海郡とそこを通過する駅路の成立時期は、一応、天平五年から天平宝字三・四年ごろの間にしぼられよう。そこで以下においては、この期間のいつごろに郡が置かれ、駅路が開設されたかをみてみたい。

この期間には、以下の二つの時期に陸奥・出羽両国で大きな動きがあった。

（１）天平五～九年（七三三～七三七）

① 出羽柵を秋田に移転する。

② 雄勝村に城柵を築いて郡を置く。

③ 出羽柵と陸奥国を結ぶ「直路」（＝駅路）を開設する。

（２）天平宝字元～四年（七五七～七六〇）ごろ

① 陸奥国に桃生城を築く。

② 出羽国に雄勝城を築き、雄勝・平鹿二郡を置く。

③ 出羽国に玉野・避翼・平戈・横河・雄勝・助河の六駅と陸奥国に嶺基の駅を置く。

（１）では、①は実施されるが、②は未着手で中止され、それともなつて③も途中の比羅保許山まで開削されたところで中止される。それに対して（２）は、①～③まですべて実施される。そのうち①はこのときの新規事業であるが、②③は（１）の事業を継承して完成させたものと解される。

（１）と（２）の間の二〇年間、東北地方では城柵の造営も、征討もまったく行われなくなる。それは天平九年の奥羽連絡路事業が中止された直後、都で天然痘が猛威をふるって藤原四子をはじめ公卿も多数亡くなり、それに衝撃を受けた聖武天皇は、東北で進められていた版図拡大策を中止し、代って仏教の力による国土の復興を志して大仏や国分寺の造立に国力を傾注する。そして天平勝宝八歳（七五六）五月、聖武が亡くなると、藤原仲麻呂によって二〇年ぶりに版図拡大策が再開されるのである。²² そうすると、この二〇年間は庄内から秋田への駅路を開設するという事業を新規におこなうことは考えにくいであろう。

このようにみると、結局、飽海郡と蛭形駅の成立時期は、（１）天平五～九年か、（２）天平宝字元～四年かのいずれかとい

うことになる。

そこでまず(1)から検討してみよう。今泉氏の指摘のように、① 出羽柵の秋田への移転、② 雄勝村での築城と建郡、③ 秋田出羽柵―陸奥国間の駅路の開設は、当初、一体のものとして計画されたと思われ、そうすると出羽柵の秋田移転とともに庄内―秋田の駅路が開設されたと思えば、それは①ないし③に付随した計画であったと考えることになる。はたして、そのような考えは可能であろうか。

そこでまず① 出羽柵の秋田移転の記事をみると、『続日本紀』天平五年十二月己未条には「出羽柵遷^ニ置於秋田村高清水岡^一。又於^ニ雄勝村^一建^レ郡居^レ民焉^一」とある。雄勝村については建郡と民(＝柵戸)の移住が命じられているのに、出羽柵に関しては秋田村への遷置が記されているのみである。かりに出羽柵の秋田移転にもなつて庄内―秋田間の駅路の開設も行ふ計画であつたとすると、その場合は路線沿いの地域の建郡や城柵の造営が必要となるはずである。そのような指示がまったくみえないのは、このときに庄内―秋田間の駅路の計画はなかつたとみるのが素直な解釈であらう。出羽柵の移転に必要な資材の輸送は、駅路がなくとも、海上輸送や既存の陸路を用いれば可能と思われる。秋田出羽柵の立地が海上交通の要衝とみられるところなので、筆者は海上輸送が活用されたのではないかと想像する。しかも庄内と秋田は一〇〇kmほど隔たっているにもかかわらず、出羽柵の秋田への移転に際して、征討が行われたり、軍隊が派遣されたという形跡もまったくない。奥羽連絡路事業などをみても、軍事行動なしに秋

田まで支配領域を拡大し、新たに飽海郡などを建郡するのは不可能と思われる。

一方で、秋田城跡からは「天平六年月」と釘書された木簡が出土しているし、天平九年の奥羽連絡路の記事には「直路」の終着地として「出羽柵」が出てくるので、出羽柵の秋田移転はまもなく実施に移され、一、二年のうちには完了したとみてよいと思われる。このようなことから、天平五年の命令で秋田に移転した出羽柵は、近稿^③でも論じたように、庄内―秋田間の面的な領域拡大をとまなうものではなく、雄物川河口付近の海上交通の要衝に一気に北進し、当面の間は外交・交易拠点として機能したと解されるのである。

それではつぎに、③の出羽柵―陸奥国間に駅路を開設しようとした天平九年に、その事業と並行して庄内―秋田間の駅路を開設したということがあり得るかを考えてみたい。奥羽連絡路の開設事業については、『続日本紀』に比較的详细な史料が残されている。それによれば、この事業を推進するにあたっては大規模な兵力が動員され、それによつて蝦夷の動揺、反発を抑えながら「直路」の開削が進められたことが知られる。このとき動員された兵力は、坂東六国から徴発された騎兵一、〇〇〇人をはじめ、鎮兵・当国兵・帰服狄俘など、多くの種類があつた。そのうち騎兵については、鎮守將軍大野東人が勇健一九六人を率い、玉造等五柵に四五九人が配備され、多賀城に残つた持節將軍藤原麻呂が三四人を率いたとあり、合計すると一、〇〇〇人になるので、これ以外のところには配備されなかつたことが明らかである。このとき、

東人は騎兵一九六人に加えて、鎮兵四九九人、「当国兵」五、〇〇〇人、帰服の狄俘二四九人を率いて陸奥の色麻柵から出羽の大室駅に向かい、そこで出羽守田辺難波と落ち合うが、難波が率いていたのは「部内兵」五〇〇人と帰服狄一四〇人であった。東人の率いた「当国兵」とは軍団兵のことで、五、〇〇〇人はこのときの陸奥国の五団分の軍団兵のすべてに相当するとみられている。²⁴ 一方、このころの出羽国の兵力は軍団一団のみで、鎮兵は配備されていなかったとみてよい。²⁵ 部内兵とは軍団兵のことであるが、そうすると難波が率いたのは一団分の軍団兵のちょうど半分ということになる。おそらく残りの半分は国府や秋田出羽柵の警備にあてたのであろう。

奥羽連絡路開削事業における兵力の配備をみてきたが、このときは東国から徴発された騎兵にくわえて、両国の常備軍である軍団兵・鎮兵のほぼ全兵力が²⁶この事業に動員され、主力を大野東人と田辺難波が率い、残りの兵力を多賀柵・玉造等の五柵や出羽国府の警備に当てるという体制が取られたとみられる。軍団兵や帰服の狄俘らは、道路開削の主要な労働力でもあったと考えられるので、このときに奥羽連絡路の開削と並行して庄内―秋田の駅路の開設をおこなう余地はなかったとみてよい。既述のように、『続日本紀』には、このときの指揮官である東人と難波のやりとりが具体的に記されているが、それも奥羽連絡路の開削に関わることに終始しており、他の重要な事業を並行して行っていたような形跡はまったくない。陸奥・出羽の最高指揮官である両人が関わらないところで駅路の開設のような重要事業がおこなわれたとは考

えがたいので、この点からも天平九年の奥羽連絡路の開削事業と並行して庄内―秋田間の駅路の開設がおこなわれていたとは考えがたいと思われる。

なお熊田亮介氏は、天平八年（七三六）四月に陸奥・出羽両国の有功の郡司・俘囚に位階が授けられていることに注目し、これによって天平五年の「雄勝建郡政策に対し、雄勝地域さらにおそらくは奥羽山脈を越えた和我地域をも含む広範囲の蝦夷の武装蜂起」が起り、それに対して「陸奥・出羽両国を対象とする軍事行動」がおこなわれたことを想定し、この叙位記事はそれに関連するもので、和我君らの帰服の狄・狄俘が天平九年の事業に動員されたのも、この直前の軍事行動の結果と解している。²⁷ 以前にも述べたことがあるが、²⁸叙位記事を天平九年の奥羽連絡路開削事業につながる律令国家側の動きと解した点はすぐれた見方で、したがいたいと思うが、この叙位記事を根拠に「奥羽山脈を越えた和我地域をも含む広範囲の蝦夷の武装蜂起」とそれに対する「陸奥・出羽両国を対象とする軍事行動」を想定するのはやや根拠不足のように思われる。というのは、軍事行動であれば指揮をとった征夷使あるいは国司・鎮官（鎮守府の官人）などへの叙位も合わせて行われるはずなのに、叙位の対象が郡司と俘囚のみとなっているのは明らかに不自然だからである。したがってこの叙位は軍事行動に対する褒賞というよりは、懐柔工作や政府軍への動員など、連絡路開削のための何らかの事前工作が行われ、それに功のあった郡司・俘囚らに対するものという見方にとどめておくのが穏当ではなからうか。とすれば、これまた庄内―秋田間の駅路の開設

に結びつけて考えることはできないということになる。

以上、(1)の天平五十九年に庄内―秋田間の駅路の開設が行われたとみることができると検討してきた。その結果、この時期に駅路の開設を考えるのは困難であることが判明したと思われる。したがって、残る可能性は(2)の天平宝字元四年ごろの時期だけということになる。そこでつぎに、この時期に庄内―秋田間の駅路開設を考える余地があるかどうかをさぐってみよう。

『続日本紀』の記事では、(2)の時期には、①桃生城の造営、②雄勝城の造営と雄勝・平鹿二郡の建郡、③秋田城(このころ出羽柵を改称、後述参照)と陸奥国を結ぶ駅路の開設とその沿道に七駅を設置、の三つの事業を行ったことを伝えている。このなかには直接、庄内―秋田間の駅路開設に結びつきそうな事業は見出しがたいが、実はこの時期には、陸奥・出羽で『続日本紀』が伝える以外にもいくつか重要な動きがあったことが知られている。まず多賀城の「修造」である。天平宝字六年(七六二)に建てられた多賀城碑は、按察使鎮守將軍の藤原朝獨が多賀城の修造(大規模改修)を行ったことを伝えている。これは発掘調査でも裏づけられており、多賀城の政庁第Ⅱ期の遺構期に対応するものである。また、同じように発掘調査によって、この時期に秋田城でも大がかりな改修が行われていることが判明した。それは外郭の政庁ともⅡ期とよばれている遺構期に相当し、外郭はⅠ期の瓦葺の築地塀から非瓦葺の築地塀へ、政庁はⅠ期の築地塀を北半部ではかさ上げしながらほぼ踏襲するが、南半部では材木列塀に作り替えるという大規模なものである。さらに、出羽柵から秋田城へ

の改称もこの時期と考えられている。それは天平宝字四年三月十九日付丸部足人解(『大日本古文書』二五卷二六九頁)に「阿支太城」、すなわち秋田城が初見するので、出羽柵はこのころまでに秋田城と改称されたとみられるからである。

このように(2)とほぼ同じ時期に、多賀城や秋田城の大規模改修が行われているのである。このことは、この時期に『続日本紀』に記載されていない関連の事業がほかにあった可能性を示唆するものであろう。これらの事業全体を見渡してみると、とくに秋田城の支援体制・支配基盤の強化につながるものが多いことに気がつく。③秋田城と陸奥国を結ぶ駅路の開通はその代表的なものであるが、②の雄勝城の造営と雄勝・平鹿二郡の建郡も、飛び地的な秋田出羽柵の立地の解消策という側面もあったと思われる、その点では秋田城の支配体制強化策の一つとみることもできよう。考古学的に明らかにされたこの時期の秋田城の大規模改修も、当然、支配強化策と無関係ではなからう。

このように、この時期の秋田城に関わる諸事業をみてみると、藤原仲麻呂によって東北に送り込まれてきた陸奥出羽按察使の藤原朝獨は、出羽国では最北の城柵秋田城の支配体制強化を重点的に図ったことがうかがわれる。それは、山北地方に城柵の造営と建郡を行って律令国家の領域に取り込み、そこに駅路を開通させて秋田出羽柵の飛び地的な立地の解消に努めたことによく現われているように、交流拠点という性格は残しながらも、通常の城柵のような領域支配の拠点という性格をも合わせもつ城柵に脱皮させようとしたのが、この時期の秋田出羽柵に対する諸政策がもつ

ていた意義であり、秋田城への改称へこめられていた意味だったのではないかと考えられる。²⁹⁾

ここで飽海郡の建郡時期に話を戻すと、筆者は、飽海郡の建郡は、雄勝城の築城とそれを前提とした山北地方の建郡をまっけてはじめて可能になったのではないかという見通しをもっている。というのは、雄勝城築城後、出羽国は久しく一府(国府)二城(秋田城・雄勝城)の体制が取られるのは周知の事実であるし、藤原保則が元慶の乱の戦況を朝廷に報告した奏状には、「其雄勝城承^二十道^一之大衝也。国之要害、尤在^二此地^一」(『日本三代実録』元慶二年(八七八)七月十日癸卯条)という有名な一節がある。また伊治公^三麻呂の乱の際には、山北地方の蝦夷が呼応して反乱を起こし、「雄勝・平鹿二郡百姓、為^レ賊所^レ略、各失^二本業^一」、彫弊殊甚^一(『続日本紀』延暦二年(七八三)六月丙午朔条)という状況に陥ったこともあるし、元慶の乱の終息後にも「管諸郡中、山北雄勝・平鹿・山本三郡、遠去^二国府^一、近接^二賊地^一。昔時叛夷之種、与^レ民雜居、動乘^二間隙^一、成^二腹心病^一」(『日本三代実録』元慶四年二月二十五日己酉条)と、山北地方の支配の困難さが語られている。それにくらべて西隣の飽海郡域の北半部(＝由理地方)は山地が海岸近くまで迫り、子吉川流域を除けば目立った平野もない。おそらくそのような地勢のためであらう、目立った蝦夷勢力もあまり確認できない。このようなことからみて、由理地方の安定的な支配は、有力な蝦夷が盤踞していた東隣の山北地方の軍事的な制圧をぬきにしては不可能だったのではないか、というのが筆者の考えである。

庄内―秋田間の駅路開設は、当然、出羽柵の秋田移転以来の懸案であつたと思われるが、歴史的経緯からみても優先されたのは雄勝村における築城、建郡と、それを前提とした秋田と陸奥国を結ぶ「直路」(＝駅路)の開設であつた。その見通しが立つてはじめて由理地方での国郡制の施行と駅路開設が日程にのぼるようになったとみられるのである。それが雄勝城の造営がはじまる天平宝字元年前後のことで、そのころから秋田と庄内の出羽国府を結ぶ駅路の敷設も並行して進められて、天平宝字四年前後に完成したのではないかと推測される。雄勝・平鹿両郡の建郡と駅路の開通が同時であつたことからみて、飽海郡の建郡もこのころとみてよいであろう。

出羽国建国直後の出羽郡の郡域は現在の庄内地方全域を占めていて、東は最上郡、南は越後国と境を接していたとみられる。その北限は、地勢からみておそらく現山形・秋田の県境付近にまでおよんでいたであろう。それが天平宝字期の飽海郡の建郡にとともに、郡北部の鳥海山南麓一帯が出羽郡から分割され、鳥海山北麓の由理地方とともに鳥海山を戴く一つの郡として編成されたのであらう、というのが現段階での筆者の見通しである。

宝龜十一年(七八〇)、陸奥国で勃発した伊治公^三麻呂の乱の影響が出羽国におよんでくると、いったん廢城が決定されていた秋田城を暫定的存続に方針を切り替えて、秋田城の防衛体制を強化する方針が打ち出されるが、その方針に関わって「由理柵」が登場する。『続日本紀』には「由理柵者、居^二賊之要害^一、承^二秋田之道^一。亦宜^二遣^レ兵相助防禦^一」とあり、由理柵は「賊之要害」

に位置し、秋田からの道が通じているので、兵を派遣して秋田城と互いに助け合って防衛につとめよ、という指令が出ている（『続日本紀』同年八月乙卯条）。ここに見える「秋田之道」こそが、本稿で取り上げた蛙形駅家が置かれた秋田―庄内間の駅路のこととみられる。

由理柵が文献に見えるのはここだけで、遺跡も未発見であるが、由理地方に置かれた城柵とみてよい。現在、遺跡の探索が進められているが、古代の由理郷の比定地である子吉川下流域（由利本荘市中心部）が有力な候補地とされている。⁽³⁰⁾ この地域は、当時、国府のあった庄内地方から六〇kmほど隔たっていたうえ、創建当初の雄勝城があったとみられる横手市周辺からも約五〇km、秋田城からでも約四〇km隔たっているので、地域内に城柵を置かなければ支配がむずかしい場所であったとみられる。したがって、天平宝字期の飽海郡の建郡とともに由理柵が設置されたとみてよいと思われる。

多賀城も含めて古代城柵のほとんどが所在郡の名称が付されているなかで、由理柵は郡名を冠さない数少ない城柵の一つであり、なおかつ大半の城柵が「〇〇城」と、「城」字を付してよばれるようになる奈良時代後半においてもなお「由理柵」とよばれているという特徴がある。筆者は、郡名を冠さないのは、郡家が別の場所にあり、その城柵の支配領域が郡全体に及ばないことを示しており、この時期に柵を付してよばれるのは、軍事的拠点としての性格がつよいことを示すのではないかと推測している。⁽³¹⁾ 由理柵の城柵としての特殊性は、そのまま飽海郡の郡としての特殊性が

反映されたものといつてよいであろう。

ちなみに秋田郡が置かれるのは、『日本後紀』延暦二十三年（八〇四）十一月癸巳条に「停_レ城為_レ郡」とされているときである。この記事は、それまで秋田城司の直轄支配体制である「城」制であったのを、このときはじめて秋田郡を置いて城司―郡司の二段構えの支配体制に移行したことを意味すると解される。秋田城では、出羽柵が秋田村に移転してからこのときまで七一年の長きにわたって城制が布かれていたことになるが、そのような例はほかにまったく存在しない。これは秋田城の城柵としての特質を示す顕著な特徴の一つと考えられる。⁽³²⁾

つぎに秋田郡と飽海郡の間に位置する河辺郡の成立時期をみてみよう。河辺郡の初見は『続日本後紀』承和十年（八四三）十二月乙卯朔条であるが、今泉氏が指摘しているように、『日本後紀』延暦二十三年十一月癸巳条に見える「河辺府」は「河辺郡府」の意と解すべきであるし、さらに遡って『続日本紀』宝龜十一年（七八〇）八月乙卯の「秋田難_レ保、河辺易_レ治」の「河辺」も「秋田」に対置される公的な地名で、なおかつ秋田城下の住民の移住先とされているので、秋田城の南隣の河辺郡のこととみてよい。⁽³³⁾ したがって河辺郡は宝龜十一年には存在していたことになるが、南隣の飽海郡が天平宝字三、四年ごろには建郡されていたとみられ、なおかつ同じころに庄内―秋田の駅路も開設されているので、河辺郡もこのころに建郡されたとみてよいと思われる。

本節の最後に、『延喜式』にみえる飽海郡内の駅家について簡単に触れておきたい。『延喜式』兵部省諸国駅伝馬条は、出羽国

についてつぎのように記載している。

出羽国 駅馬（最上十五疋。村山・野後各十疋。避翼十二疋。佐芸四疋、船十隻。遊佐十疋。蛸方・由理各十二疋。白谷七疋。飽海・秋田各十疋。）伝馬（最上五疋。野後三疋、船五隻。由理六疋。避翼一疋、船六隻。白谷三疋、船五隻。）

（～）内は、原文は細字双行。）

本条については、周知のように、水駅の問題に関わって多くの研究がある。そのうち飽海郡に関係するものでは、駅家の記載順の問題がある。すなわち、出羽国の駅家のうち、最上から由理までは、秋田に向かう道筋の順に並んでいるが、その後の白谷・飽海については同じようには理解できないという問題である。白谷については、かつては秋田の一つ手前の雄物川沿いの駅とする新野直吉氏らの説が有力であったが、小口雅史氏が指摘しているように、³⁵水駅が単独で存在するのは不合理であるから、他の水駅とともに最上川沿いに所在したと考えて佐芸駅のつぎに置き、庄内町清川に比定する考えの方がよいと思われる。また飽海駅については、由理駅と秋田駅への間に置く森田悌氏の説もあるが、³⁶郡名と一致する駅名なので郡家の近傍とみて、酒田市（旧平田町）郡山に比定する通説に賛同する。また白谷・飽海の二駅の記載順が異なるのは、この二駅の設置が遅れ、おそらくは九世紀初めの出羽国府の城輪柵への移転にともなって駅路の部分的な付け替えが行われ、その際に二つの駅家も新設されたとする中村太一氏の見解³⁷にしたがっておきたい。飽海郡内の駅家をまとめておくと、「白谷―飽海（酒田市郡山）―遊佐（遊佐町）―蛸方（にかほ市象潟）―

由理（由利本莊市中心部）―〔秋田〕」となる。

なお白谷駅の一つ手前の佐芸駅については、佐芸をサケと読んで、鮭川に関連づける説が従来から有力であるが、芸（藝）は万葉仮名としては甲類ギの音を表わす漢字である。³⁸実際にはその清音である甲類キにも通用したようである。古代の国郡名でみると、安芸（アキ）国をはじめとして、伊勢国奄芸（アムギ）郡、美濃国多芸（タキ）郡・武芸（ムギ、「武義」とも表記）郡、土佐国安芸（アキ）郡など、いずれもギまたはキと読んだと思われる。養老三年（七一九）に志摩国塔志郡から五郷を割いて「佐芸」郡が置かれたことがあるが（『続日本紀』同年四月丙戌条。天平八年前に英虞郡と改称）、新日本古典文学大系本『続日本紀』はこれに「さぎ」とルビをふっている。このように「佐芸」はサギまたはサキと読むべきで、安易に鮭川と結びつけることはできない。佐芸駅は、唯一、駅馬と船を併置する水駅なので（他は伝馬と船を併置。前掲『延喜式』諸国駅伝馬条参照）、小口氏のいうように最上川本流沿いに比定地を求めるべきであろう。小口氏は最上峡の入り口にあたる戸沢村古口に比定するが、近年、阿部明彦氏は分布調査の結果をふまえて古口東方の最上川対岸にあたる戸沢村大字蔵岡字出舟の出舟遺跡に比定している。³⁹

おわりに

以上、飽海郡と蛸方駅家の成立をめぐる問題について検討を行ってきた。筆者がこの問題に興味をもったのは、秋田城の停廢

問題について考えてみたことがきっかけである。九世紀初頭までの秋田城は、延暦二十三年（八〇四）の出羽国の言上で、出羽国司みずからが「土地境埒、不_レ宜_三五穀_一。加以孤_三居北隅_一、無_レ隣_三相救_一」（『日本後紀』同年十一月癸巳条）といっているように、痩せ地であるうえに北隅に孤立していて、防御がむずかしい城柵であった。秋田城では宝亀初年に停廢問題が起こり、一時は中央政府も秋田城の廢城を決定するのであるが、城下の住民が廢城にともなう南隣の河辺郡への移住策に従わなかったことから廢城の実施は先送りされる。そのうちに陸奥国で伊治公_三麻呂_一の乱が勃発し、その影響が秋田の地にも及んでくると、秋田城の戦略的重要性が再評価され、城の暫定的な存続へと政府の方針が変更されるのである。やがて坂上田村麻呂らの征夷によって胆沢・志波地方が制圧され、胆沢城・志波城が造営されて、陸奥国の北辺が大幅に北に拡張され、さらに横手盆地の北部に払田柵（第二次雄勝城か）が造営されて、秋田城の孤立無援の立地は大幅に改善されることになった。ちょうどそのころ、延暦二十三年（八〇四）に出羽国司が再度、秋田城の停廢を中央政府に要請するのであるが、秋田城の維持に自信を深めた中央政府はそれを却下し、代わりに秋田郡を置いて領域支配を強化する方策を取ったうえで秋田城の存続を命じるのである。その後は、秋田城に停廢問題が再燃することは二度となかった。それどころか、九世紀後半に起こった元慶の乱のころには、秋田城の支配は遠く米代川上流域の上津野にまでおよび、秋田城司の苛政の対象になるほど豊かな産物に恵まれた地域に変貌を遂げるのである。

要するに秋田城の停廢問題というのは、「北隅に孤居」する最北の城柵である秋田城に特有の問題であると同時に、八世紀後半という特定の歴史段階にだけみられるものであった。秋田城の歴史は、この停廢問題に象徴されるような、孤立無援で領域支配の未熟な城柵からの脱却の歴史であったというのが筆者の主張である。⁴⁰

秋田城の歴史は、それまで庄内地方にあった出羽柵が天平五年（七三三）にいつきに一〇〇kmも北進して秋田村清水岡に移転したことに始まる。このころ陸奥国の北端は現在の宮城県大崎市あたりであったから、秋田出羽柵は律令国家の北辺から大きく北に突出した場所に位置したことになる。しかも本稿で明らかにしたように、この段階に飽海郡はまだ建郡されていなかったとなると、秋田出羽柵の場所は、当時の律令国家の北辺（秋田・山形両県の県境付近）から七〇km余も北に隔たった「飛び地」であったことになる。もちろんこのような城柵は、ほかに例がない。

ところがこの時期には、停廢問題はまだ惹起していないのである。それはこの段階の秋田出羽柵が、当初の計画に含まれていた雄勝村における築城・建郡と秋田村―陸奥国間の駅路開設が中止されたために、結果的に領域支配のきわめて未熟な城柵として出発することになったことが幸いしたのではないかと思われる。秋田出羽柵は、もっぱら渤海使の受け入れや渡嶋などの北方の蝦夷との交流拠点として機能したので、周辺地域の蝦夷とあまり軋轢を生じなくてすんだのであろうというのが筆者の考えである。

そのような状況が大きく変化するのは、藤原仲麻呂の意向を受

けてその三男の朝蕨が積極的な蝦夷政策を進めた天平宝字年間であった。朝蕨は天平九年（七三七）に中断された雄勝村における築城・建郡と秋田―陸奥国間の駅路開設を再開して完成させるとともに、本稿で論じたように、飽海郡を建郡して秋田―庄内（出羽国府）間の駅路も開設し、さらには秋田出羽柵をも大規模に改修し、それを機に秋田城と改称するのである。由理柵が築造され、河辺郡が置かれたのもこのころのことと考えられる。朝蕨は、陸奥側でも新たに海道蝦夷の支配拠点として桃生城を造営し、国府多賀城の全面的な改修も行った。

こうして陸奥・出羽両国で蝦夷支配体制は大幅に強化されることになるが、それが両国でしだいに蝦夷との間に軋轢を生む原因となっていた。これ以降、陸奥側では、住民の居住区を城柵内に取り込んだタイプの城柵が出現する。その最初のものが複郭構造とよばれる平面構造をとる桃生城であり、神護景雲元年（七六七）に造営された伊治城は典型的な三重構造の城柵であることが判明した。さらに壇の越・東山遺跡や城生柵跡でも同じ時期に居住区を中に取り込む形で三重構造化が行われることも知られてきた。⁴¹このような城柵の平面構造の変化は、律令国家と蝦夷との対立の深まりを遺構のうえで示すものといつてよい。そして宝龜五年（七七四）には海道の蝦夷が蜂起して桃生城を焼き討ちするという事件が勃発し、いわゆる三十八年戦争へと突入していくのである。

蝦夷との対立が深まるのは陸奥国ばかりではなかった。出羽国でも同様の状況が生まれていたことを示すのが、「宝龜之初」に

出羽国司から「秋田難保、河辺易治」として提起され、『続日本紀』に「当時之議、依治河辺」とあるように（同書宝龜十一年八月乙卯条）、中央政府も秋田城を停廃して城下の住民を南隣の河辺郡に移住させることを決定した秋田城停廃問題である。さらに宝龜五年に陸奥国で三十八年戦争が勃発すると、その影響はたちまち出羽国へも波及し、翌年一〇月、出羽国は蝦夷の反乱の「余燼」がまだ収まっていけないとして、要害の地を警備し、国府を移転するために九九六人の鎮兵の派遣を中央政府に要請すると、政府はすぐさま坂東諸国に派兵を命じている。出羽国でも庄内にあった国府の移転が問題となるほどの状況に陥るのである。

このように宝龜年間に入ると、出羽国でも秋田城の停廃問題や国府の移転問題がいづいでもちあがる。注目されるのは、北隅に孤立した秋田城ばかりでなく、庄内地方にあった国府周辺にまで蝦夷の反乱の影響がおよぶことが懸念される状況になっていることである。天平宝字年間に藤原朝蕨の主導によって、雄勝・由理地方への疆域拡大と秋田城の支配体制強化のための政策を矢継ぎばやに実施したことが蝦夷を刺激し、対立が深まって、やがて秋田城の存廃が問題化するような深刻な状況が生まれるのである。われわれは、蚌形駅家開設の裏側でこのような事態が進行していたことを忘れるべきではないであろう。

注

- (1) 出羽国府の所在地については、周知のように議論があるが、筆者は、出羽国府は一貫して庄内地方にあったとする今泉隆雄氏の見解（『秋田城の初歩的考察』〔『律令国家の地方支配』吉川弘文館、一九九五年〕）にしたがう。拙稿「秋田城の成立・展開とその特質」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一七九集、二〇一三年）参照。
- (2) 中村太一「陸奥・出羽地域における古代駅路とその変遷」（『国史学』一七九号、二〇〇三年）。
- (3) 小松正夫「由理柵・駅と古代想定駅路——由利地域の駅路を中心に——」（『古代由理柵の研究』高志書院、二〇一三年）。
- (4) 永田英明「駅伝馬制経営の基本構造——駅戸の編成を中心に——」（『古代駅伝馬制度の研究』吉川弘文館、二〇〇四年。初出は一九九三年）、同氏「駅家と駅戸」（『駅家と在地社会』奈良文化財研究所、二〇〇四年）。
- (5) 今泉隆雄「天平九年の奥羽連絡路開通計画について」（『国史談話会雑誌』四三、二〇〇二年）。
- (6) 渕原智幸「磐井郡の成立——平安初期陸奥北部の境界領域——」（『平安期東北支配の研究』塙書房、二〇一三年。初出は二〇〇五年）。
- (7) 伊治公啓麻呂の乱が勃発する直前の宝龜十一年（七八〇）二月に、胆沢の地を獲得するために覚鯨城を造営する計画がもちあがるが、この覚鯨城とは伊治城よりさらに北方の地に計画された城柵に相違なく、おそらくはのちの磐井郡域であったと思われる。『続日本紀』によれば、このころ頻繁に蝦夷の来襲があり、正月二六日には伊治城より一〇kmほど南の長岡（現大崎市古川長岡）にまで侵入して百姓の家を焼くという事件が起こっている。当時は伊治城より南の地域でさえこのような状況であった、それより北の磐井地域にまったく支配がおよんでいなかったからこそ覚鯨城の造営が建議されたのである。
- (8) 『古代地名大辞典』（角川書店、一九九九年）も『角川日本地名大辞典』シリーズを再編集したもので、同じ内容である。
- (9) 熊田亮介「九世紀における東北の地域間交流」（『古代国家と東北』（吉川弘文館、二〇〇三年。初出は二〇〇〇年）。
- (10) 『続日本紀』には靈龜二年（七一六）九月乙未条にも陸奥国置賜・最上二郡を出羽国へ移管する記事がみえる。これはいわゆる重出記事とみられ、いずれかが誤りということになる。かりに靈龜二年の記事を生かすとする、飽海・田川両郡を建国と同時に置かれたとみるのができないかぎり、出羽国は四年もの間、出羽郡一郡で一国であったことになる。一郡一国の例としては建国当初の志摩国があげられるが、それは御食国という特殊性によるものであって、蝦夷支配を行いながら、律令国家の版図を北に拡大していく役割をになう辺要国としての出羽国が、当初、一郡一国の弱小国として建置されたというのは、陸奥国のあり方からみても考えにくいことである。そこでここでは和銅五年の記事を生かして、最上・置賜二郡の出羽国への移管は出羽国の建国とほぼ同時であったとみておく。
- (11) 第七巻奥羽の「出羽郡」の項に「和銅五年出羽国を建てらるや、田川、出羽、飽海の三郡、蓋之に隸す」とある。
- (12) 『角川日本地名大辞典 山形県「田川郡」の項に「和銅五年、最上川以南の地域を領域としていた出羽郡が南北に分けられ、南半分が田川郡になったと推定できる」とある。この見解が成り立ちがたいことは後述する。
- (13) 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所『秋田城出土文字資料集二』（『秋田城跡調査事務所研究紀要Ⅱ』（秋田城を語る友の会、一九九二年）一三三頁。
- (14) 『青森県史 資料編 古代2 出土文字資料』（青森県、二〇〇八年）七〇五頁。
- (15) 小松氏、前掲注（3）「由理柵・駅と古代想定駅路」。
- (16) 秋田市教育委員会・秋田城跡調査事務所『秋田城跡Ⅱ——鶴ノ木地区——』（二〇〇八年）。
- (17) 伊藤武士『秋田城跡——最北の古代城柵——』（日本の遺跡12）（同成社、

- 二〇〇六年）一二六頁。ただし、同じ第四七層上位木炭層からは「神景四年」すなわち神護景雲四年（七七〇）の紀年のある漆紙文書も出土している。厳密には天平宝字三・四年ごろから神護景雲四年ごろまでの年代の可能性はあるが、ここでは現物を熟知している伊藤氏の見解に従っておきたい。なお蚌形駅家の成立が遅れる方が、後述する停廃問題に象徴される秋田城の特質を説明しやすくなるので、私見にとつては有利となる。
- (18) 前掲注(12)『秋田城出土文字資料集二』一八一頁。
- (19) 前掲注(8)『古代地名大辞典』など参照。
- (20) 『酒田市史 改訂版』上巻（酒田市、一九八七年）七七頁。
- (21) 小野岑守が陸奥守に任命されたのは弘仁六年（八一五）なので、「延暦年中」に矛盾する。そこで城輪柵の創建年代を弘仁六年以降とみる説もあるが、そう解しても、なぜ陸奥守が出羽国府を建てたのかという問題が残る。
- (22) 鈴木拓也「天平九年以後における版図拡大の中断とその背景」（今泉隆雄先生還暦記念論文集 杜都古代史論叢 今野印刷、二〇〇八年）。
- (23) 拙稿、前掲注(1)「秋田城の成立・展開とその特質」。
- (24) 鈴木拓也「古代陸奥国の軍制」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館、一九九八年。初出は一九九一年）。
- (25) 鈴木拓也「古代出羽国の軍制」（前掲注(23)『古代東北の支配構造』。初出は一九九二年）。
- (26) ただし、このときの陸奥国の鎮兵の総数は不明。東人が率いた四九九人という数は半端なので、全数ではなからう。あるいは玉造等の五柵以外の城柵に配備されていたか。
- (27) 熊田亮介「蝦夷と律令国家」『古代国家と東北』吉川弘文館、二〇〇三年。
- (28) 拙稿「陸奥国からみた出羽・能代―七・八世紀を中心に―」（『能代市史』通史編 原始・古代・中世、二〇〇八年）。
- (29) 拙稿、前掲注(1)「秋田城の成立・展開とその特質」参照。
- (30) 小松正夫「由理柵の研究と擬定地の検証」（前掲注(3)『古代由理柵の研究』）。
- (31) 拙稿「城柵論の復権」（『宮城考古学』一一号、二〇〇九年）。なお、同様の例に『日本後紀』延暦廿三年（八〇四）正月乙未条にみえる陸奥国小田郡の中山柵がある。
- (32) 拙稿「秋田城と城制」（『日本古代の地域社会と周縁』吉川弘文館、二〇一二年）。
- (33) 今泉氏、前掲注(1)「秋田城の初歩的考察」。
- (34) 新野直吉「律令水駅の実地研究」（『日本歴史』八四号、一九六三年）。
- (35) 小口雅史「最上川延喜式内水駅補考」（『文経論叢（人文科学編）』二二巻三号、一九八六年）。
- (36) 森田悌「水運と駅路」（『日本古代の政治と地方』高科書店、一九八八年。初出は一九八五年）。
- (37) 中村氏、前掲注(2)「陸奥・出羽地域における古代駅路とその変遷」。
- (38) 『時代別国語大辞典 上代編』（三省堂、一九六七年）付録「主要万葉仮名一覧表」、『岩波古語辞典』（岩波書店、一九七四年）「万葉がな要覧」など参照。
- (39) 阿部明彦「佐芸駅―古代出羽国最大の水駅―」（『山形考古』八巻四号、二〇〇八年）。
- (40) 拙稿「秋田城の停廃問題と九世紀初頭の城柵再編」（『アジア文化史研究』一一号、二〇一一年）、前掲注(1)「秋田城の成立・展開とその特質」など参照。
- (41) 村田晃一「陸奥北辺の城柵と郡家―黒川以北十郡の城柵からみえてきたもの―」（『宮城考古学』九号、二〇〇七年）。
- 〔補注〕二〇一四年二月二・三日に山形市で開催された第四〇回古代城柵官衙遺跡検討会での永田英明氏の報告「文献からみた駅家の特質と出羽」では、未建郡地域に設置された可能性のある駅家として、天平宝字三年に設置された奥羽連絡路の助河駅と延暦二十三年に胆沢・志波城間に置

かれた一駅をあげている（『第四〇回古代城柵官衙遺跡検討会―資料集―』参照）。これは氏の指摘の通りと思われるが、その場合でも両駅家は秋田城・志波城の支配領域（Ⅱ城制の施行領域）に含まれると考えられるので、郡制の施行領域に準じて考えることができよう。ただし、このような地域では支配に不安定な面があったことが想定されるので、永田氏がいうように「辺境型駅家」ともいうべき類型の存在も考えてみる必要があると思われる。これらの点は後考に俟ちたい。